

1205（1214）重量物輸送効率化事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、輸送の効率化を図るため、車両総重量の許可限度及び保安基準に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

特区において、規制の特例措置を受けようとする運送事業者等が特殊車両通行許可申請を行う際に、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令に定める一般的制限値（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）を超えない車両で、かつ、費用の負担等の道路を適切に管理するための措置が、特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合には、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量について「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可するとともに、当該許可を受けることが確実であると各道路管理者により確認された車両については、各運輸局長は、従来長大又は超重量で分割不可能な単体物品輸送する場合に適用してきた車両総重量に係る保安基準の特例を、これに限らず、適用するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「橋、高架の道路その他これらに類する道路」としては、例えば、ボックスカルバート等の構造物があります。
- ・ 「維持、修繕その他の管理」としては、例えば、補修、補強工事等があります。
- ・ 「必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること」としては、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合には、当該超過分に係る費用を負担することが想定されます。
- ・ 「道路管理者に報告すること等」としては、実施主体又は特区計画作成団体による道路パトロールの実施、道路管理者と連携した指導取締の実施などの道路の適切な管理のために必要な行為を想定していますが、具体的な内容については、特区計画作成団体が作成することとなります。
- ・ 「特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両」としては、道路管理者が当該車両について特殊車両通行許可

に係る車両総重量規制の緩和要件を満たしていると判断し、道路管理者が地方運輸局長にその旨の連絡を行った車両をいいます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1210 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業

1 特例を設ける趣旨

橋の設置を目的とする河川敷地の占用については、公共性、公益性を優先するものとして公的主体以外の者による占用は原則として認められておりませんでしたが、水辺を活かしたまちづくりとしての、市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないと認めた場合には、公的主体以外の者による占用を認める特例を設けるものです。

2 特例の概要

橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置や利用方法について周辺地域の合意形成が図られていると地方公共団体が確認した場合には、設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限りにおいて、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用を許可するものです。

3 基本方針の記載内容の解説

- ・本特例措置は、橋の設置を目的とした河川法第24条に基づく河川敷地の占用許可について、その許可基準である河川敷地占用許可準則第6に規定する占用主体について特例措置を設けたものです。
- ・なお当該占用許可に当たっては、河川管理者により、当該橋の設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じないと判断されることが必要となります。
- ・河川敷地の占用許可に係る手続きについては、従来と変更はありません。
- ・河川敷地内に工作物を設置する場合の技術的基準については、従前と変更はありません。

4 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、水辺を活かしたまちづくりとしての、市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないと認めたことによる当該区域の利便性の欠如を解消

する必要があると認めた理由を記載すること。併せて、市街地開発事業等の施行区域等及び公衆の通行の用に供する橋の位置図等を添付すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1218 地域特性に応じた道路標識設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域特性に応じた案内標識及び警戒標識の設置を図るため、案内標識及び警戒標識の寸法に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

特区において、地域特性により案内標識もしくは警戒標識を縮小する特別の必要がある場合、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・警戒標識については、標識板の寸法が道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」という。）において規定されています。
- ・案内標識については、標識板の寸法が標識令において規定されているものと、標識板の寸法は規定されていませんが文字の寸法が規定されているものなどがあります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

地域特性により案内標識もしくは警戒標識を縮小する特別の必要があると認めた理由について記述してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1219 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業

1. 特例を設ける趣旨

港湾施設である道路において、輸送の効率化を図るため、保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう車両の寸法及び重量等保安基準に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

港湾施設である道路において、道路運送車両の保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行う場合、以下の要件を満たせば、車両の寸法（長さ、幅、高さ）、重量（車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重）及び走行性能（原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じる恐れがないと判断される場合に限る。）のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができるようするものです。

- ① 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体（自動車の使用者）が、その責任において、道路を適切に管理するための措置（※1）を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこと。
(※) 道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。
（ア）事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。
（イ）必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。
- ② 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断されること。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「道路の構造等の施設の安全性を確認すること」としては、例えば、道路の舗装、道路の幅員、道路にある埋設物、道路の構造耐力などがあります。
- ・ 「必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議する」とは、例えば、当該特例措置の緩和を受けた車両が通行する道路の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して、港湾管理者、特区計画を作成する地方公共団体及び実施主体が協議し、協定を結ぶことが想定されます。
- ・ 「道路が遮断される」としての具体的な遮断方法としては、物理的な遮

断機等による遮断の他、保安員による遮断等の方法をいいます。

- ・ 「地方運輸局長が車両ごとに指定した項目」としては、特区の基準緩和申請の認定により指定することになります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区申請にあたり、通行する道路が他の交通と分離され、道路が遮断されるとして、港湾管理者、当該区域を所管する警察署及び地方運輸局等の関係機関と調整した年月日及びその方法の記載が必要です。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし